

令和6年第4回東広島市議会定例会

議

案

令和6年12月



## 目 次

承認案第106号	専決処分の承認について……………	1
承認案第107号	専決処分の承認について……………	4
議案第108号	裁判外の和解について……………	7
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について……………	9
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について……………	11
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定の変更について……………	13
議案第112号	請負契約の締結について……………	15
議案第113号	請負契約の締結について……………	17
議案第114号	請負契約の締結について……………	19
議案第115号	請負契約の変更について……………	21
議案第116号	請負契約の変更について……………	23
議案第117号	委託契約の変更について……………	25
議案第118号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	27
議案第119号	東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部改正について……………	30

議案第 1 2 0 号	東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 改正について……………	3 2
議案第 1 2 1 号	東広島市使用料条例の一部改正について……………	3 6
議案第 1 2 2 号	東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部 改正について……………	3 8
議案第 1 2 3 号	東広島市駐車場条例の廃止等について……………	4 2

承認案第106号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和6年5月29日、市道中組宗吉線において、この道路の管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により、道路の一部が陥没し、水たまりができていたため、車両の走行により当該水たまりからアスファルトの破片が飛び散り、隣接する集合住宅の駐車場に駐車していた普通自動車の後部等を汚損した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和6年11月12日

東広島市長 高 垣 廣 徳

損害賠償の額

57万4,354円

承認案第107号

専決処分の承認について

令和6年度東広島市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和6年度東広島市一般会計予算の歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。—略—

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

令和6年度東広島市一般会計予算を別冊のとおり補正することについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和6年10月9日

東広島市長 高 垣 廣 徳

## 議案第108号

### 裁判外の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり裁判外の和解に応じることについて、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 相手方

神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号  
株式会社富士通ゼネラル  
代表取締役社長 増 田 幸 司

#### 2 和解条項

- (1) 株式会社富士通ゼネラルは、東広島市に対し、本件の損害賠償として5,153万4,152円の支払義務があることを認める。
- (2) 株式会社富士通ゼネラルは、東広島市に対し、前記(1)金員の全額を令和7年1月31日までに、東広島市指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、株式会社富士通ゼネラルの負担とする。
- (3) 東広島市及び株式会社富士通ゼネラルは、本件に関し、東広島市と株式会社富士通ゼネラルとの間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(提案理由)

消防救急無線デジタル化整備事業消防救急無線デジタル化工事(活動波)等に関し、消防救急無線の機器製造業者である株式会社富士通ゼネラル等の談合により本市に生じた損害の賠償の請求について、実情に即した迅速な解決を図るため、裁判外の和解に応じることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(一略)、和解(一略)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市風早地域センター	風早自治協議会 会長 中平 好昭	東広島市安芸津町風早1 214番地1

- 2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

東広島市風早地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第110号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和62年東広島市条例第4号）に基づき設置された自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
西条駅前第1自転車駐車場	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小針 宏之	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

- 2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

西条駅前第1自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第111号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

令和3年12月16日議決第175号により議決を経た東広島市市民文化センターに関する指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「2 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで」を「2 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

(提案理由)

東広島市市民文化センターの管理を行う指定管理者の指定期間を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 1 2 号

請負契約の締結について

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 1 億 9, 3 5 0 万円

4 契約の相手方

大之木・ケーシーエル特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条中央五丁目 4 番 2 0 号

大之木建設株式会社 東広島支店

取締役東広島支店長 大之木 寛

構 成 員 東広島市西条中央六丁目 3 1 番 3 8 号

株式会社ケーシーエル

代表取締役 崎 島 寿 則

(提案理由)

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第113号

### 請負契約の締結について

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（電気）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

2億8,160万円

#### 4 契約の相手方

東広島市西条昭和町5番10号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

(提案理由)

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事(電気)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第114号

請負契約の締結について

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（機械）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（機械）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2億5,630万円

4 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目414番3

ダン環境設備株式会社 東広島営業所

所長 政 本 邦 義

(提案理由)

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事(機械)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第115号

請負契約の変更について

令和5年12月21日議決第194号により議決を経た令和5年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事（5-5）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 2億3,511万8,400円」を「3 契約金額 2億4,034万4,500円」に改める。

(提案理由)

令和5年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事(5-5)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第116号

### 請負契約の変更について

令和6年5月31日に締結した令和6年度公園整備事業東広島運動公園第2多目的グラウンド整備工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和6年度公園整備事業東広島運動公園第2多目的グラウンド整備工事

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

1億5,779万2,800円

（変更前 1億4,910万6,100円）

#### 4 契約の相手方

東広島市八本松町吉川3343番地2

双合建設工業株式会社

代表取締役 川 廣 泰 宏

(提案理由)

令和6年度公園整備事業東広島運動公園第2多目的グラウンド整備工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じ、その変更後の請負契約金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第117号

委託契約の変更について

令和3年9月16日議決第125号により議決を経た山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事委託に関する基本協定を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4億8,872万6,000円」を「3 契約金額 4億4,796万円」に改める。

(提案理由)

山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事委託に関する基本協定について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、委託契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第 1 1 8 号

### 東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

### 東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 1 2 年東広島市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（多機能端末機による証明書の交付に係る手数料の額の特例）

5 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力する方法により、戸籍法施行規則（昭和 2 2 年司法省令第 9 4 号）第 7 3 条第 1 項第 1 号に掲げる戸籍の全部事項証明書その他の証明書の交付を請求し、又は申請し、その交付を受ける場合における別表第 1 の 1 の項、別表第 3 の 2 8 の項及び 2 9 の項並びに別表第 6 の 1 の項及び 5 の項の規定の適用については、別表第 1 の 1 の項中「4 5 0 円」とあるのは「3 5 0 円」と、別表第 3 の 2 8 の項及び 2 9 の項並びに別表第 6 の 1 の項及び 5 の項中「3 0 0 円」とあるのは「2 0 0 円」とする。

別表第 7 中第 3 1 号を削り、第 3 2 号を第 3 1 号とし、第 3 3 号を第 3 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(33) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給

等に関する法律（令和6年法律第70号）第37条に規定する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第7中第31号を削り、第32号を第31号とし、第33号を第32号とし、同号の次に1号を加える改正規定は、同年1月17日から施行する。

(提案理由)

多機能端末機による証明書の交付を推進し、当該証明書の交付に係る本市の窓口の混雑の解消を図るため、3年間の時限措置として、多機能端末機により当該証明書の交付を請求し、又は申請し、その交付を受ける場合における手数料の額を減額する措置を講ずるとともに、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の規定による補償金等の支給を受けようとする者等の戸籍に関する無料証明の対象者への追加その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

第37条 市町村の長（－略－）は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同生計遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

議案第 1 1 9 号

東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部改正について

東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例（平成 1 6 年東広島市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

「		「											
	<table border="1"><tr><td>5, 1 2 0 円</td></tr><tr><td>5, 5 8 0 円</td></tr><tr><td>6, 3 1 0 円</td></tr><tr><td>7, 1 4 0 円</td></tr><tr><td>8, 5 1 0 円</td></tr></table>	5, 1 2 0 円	5, 5 8 0 円	6, 3 1 0 円	7, 1 4 0 円	8, 5 1 0 円		<table border="1"><tr><td>5, 9 0 0 円</td></tr><tr><td>6, 4 5 0 円</td></tr><tr><td>7, 2 7 0 円</td></tr><tr><td>8, 2 4 0 円</td></tr><tr><td>9, 6 1 0 円</td></tr></table>	5, 9 0 0 円	6, 4 5 0 円	7, 2 7 0 円	8, 2 4 0 円	9, 6 1 0 円
5, 1 2 0 円													
5, 5 8 0 円													
6, 3 1 0 円													
7, 1 4 0 円													
8, 5 1 0 円													
5, 9 0 0 円													
6, 4 5 0 円													
7, 2 7 0 円													
8, 2 4 0 円													
9, 6 1 0 円													
別表中		を	に改める。										
	」		」										

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の第 2 条第 1 号に規定する特定地域浄化槽（以下「特定地域浄化槽」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の特定地域浄化槽の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特定地域浄化槽の維持管理に要する費用の額の見直しに合わせて、特定地域浄化槽の使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第120号

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和62年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び」を「並びに」に、「自動二輪車（側車付きのものを除く）」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。別表第2において「自動二輪車」という）」に改める。

第4条中「、西条駅前第2自転車駐車場、西条駅北第2自転車駐車場、寺家駅南自転車駐車場及び寺家駅北自転車駐車場」を「及び西高屋駅前第1自転車駐車場」に改める。

第7条第1項中「有料駐車場」の右に「のうち西条駅前第1自転車駐車場」を加える。

第9条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第4項の表西条駅前第1自転車駐車場、西条駅北第2自転車駐車場、寺家駅南自転車駐車場及び寺家駅北自転車駐車場の項中「、西条駅北第2自転車駐車場、寺家駅南自転車駐車場及び寺家駅北自転車駐車場」を「及び西高屋駅前第1自転車駐車場」に改め、同表西条駅前第2自転車駐車場の項を削る。

別表第1西条駅前第1自転車駐車場の項中「東広島市西条本町414番地44」を「東広島市西条町西条414番地44」に改め、同表西高屋駅前第1自転車駐車

場の項中「東広島市高屋町中島450番地23」を「東広島市高屋町中島450番地5」に改める。

別表第2中

「

西条駅前第2自転車駐車場	自転車	登録利用		1か月につき	1,100円
		一時利用		1日1回につき	110円
西条駅北第2自転車駐車場、寺家駅南自転車駐車場及び寺家駅北自転車駐車場	自転車	登録利用		1か月につき	1,100円
		一時利用		1日1回につき	110円
	原動機付自転車及び自動二輪車	登録利用		1か月につき	2,200円
		一時利用		1日1回につき	220円

」

を

「

西高屋駅前第1自転車駐車場	自転車	一時利用		1日1回につき	110円
	原動機付自転車及び自動二輪車	一時利用		1日1回につき	220円

」

に改め、同表備考1中「第7条」を「第7条第1項」に、「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1西条駅前第1自転車駐車場の項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の東広島市自転車駐車場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第9条第4項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新条例第7条第1項の利用の登録及び第8条第1項の一時利用に係る自転車駐車場の駐車料金について適用し、施行日前に申請された改正前の第7条第1項の利用の登録及び第8条第1項の一時利用に係る自転車駐車場の駐車料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第1 西高屋駅前第1 自転車駐車場の項に掲げる自転車駐車場に係る第9条第3項の規定による回数駐車券の発行その他の当該自転車駐車場の供用のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

西高屋駅前第1自転車駐車場の移転及び運営方法の見直しを目的として、当該自転車駐車場の位置を変更し、及び使用料を新たに定めるとともに、一部の自転車駐車場の使用料の廃止その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 議案第121号

### 東広島市使用料条例の一部改正について

東広島市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

### 東広島市使用料条例の一部を改正する条例

東広島市使用料条例（昭和51年東広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考中「場合は」の右に「、入野小学校にあつては1時間当たり2,800円」を、「3,830円」の右に「、風早小学校にあつては1時間当たり1,000円」を、「800円」の右に「、高屋中学校にあつては1時間当たり1,700円」を加え、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 武道場（柔道・剣道場）において冷暖房を使用する場合は、西条中学校にあつては、1時間当たり300円を加算する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の行政財産の使用に係る改正後の別表の2の表の規定により算定される使用料の徴収は、同日前においても、第2条の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

入野小学校屋内運動場、風早小学校屋内運動場及び高屋中学校屋内運動場並びに西条中学校武道場（柔道・剣道場）に空気調和設備を設置することに伴い、これらの学校施設に係る使用料を新たに定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 1 2 2 号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和 5 5 年東広島市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条に次のただし書を加える。

ただし、使用者がその使用料を口座振替の方法により納付する場合は、この限りでない。

別表第 1 の 1 の表中

「

豊栄市民体育館	東広島市豊栄町鍛冶屋 6 0 3 番地
河内スポーツアリーナ	東広島市河内町入野 5 0 4 3 番地 1

を

」

「

西志和市民体育館	東広島市志和町七条栴坂 1 6 7 0 番地
東志和市民体育館	東広島市志和町志和東 3 9 7 9 番地
豊栄市民体育館	東広島市豊栄町鍛冶屋 6 0 3 番地
河内スポーツアリーナ	東広島市河内町入野 5 0 4 3 番地 1

に

」

改める。

別表第 1 の 2 の表安宿区民プールの項を削る。

別表第2の1の表豊栄市民体育館及び河内スポーツアリーナの項中「豊栄市民体育館」を「西志和市民体育館、東志和市民体育館、豊栄市民体育館」に改める。

別表第3の表安宿区民プール及び能良区民プールの項中「安宿区民プール及び」を削る。

別表第4の1中(2)の表を(4)の表とし、別表第4の1(1)の表備考中「(市内に住所を有している者及び市内に主たる事務所を有している法人その他の団体以外のものをいう。以下同じ。)」を削り、同表を(3)の表とし、同表の前に次の2表を加える。

(1) 西志和市民体育館

区分	単 位	使用料	照明料
全面	1時間につき	410円	200円
片面	1時間につき	200円	100円

備考 1 照明を使用する場合は、照明料を加算する。

2 市外居住者（市内に住所を有している者及び市内に主たる事務所を有している法人その他の団体以外のものをいう。以下同じ。）が使用する場合は使用料の額は、この表により算出される額の2倍に相当する額とする。

(2) 東志和市民体育館

区分	単 位	使用料	照明料
全面	1時間につき	200円	200円

備考 1 照明を使用する場合は、照明料を加算する。

2 市外居住者が使用する場合は使用料の額は、この表により算出される額の2倍に相当する額とする。

別表第4の2(2)の表中「安宿区民プール及び」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市市民体育施設設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表第1の1の表に掲げる西志和市民体育館及び東志和市民体育館に係る第8条第1項の許可及び新条例第11条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例によ

り行うことができる。

(提案理由)

東広島市市民体育施設における使用料の徴収の時期に関する特例を定め、並びに西志和市民体育館及び東志和市民体育館を新たに設置し、並びにこれらの体育館の使用料等を定めるとともに、安宿区民プールを廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第123号

東広島市駐車場条例の廃止等について

東広島市駐車場条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市駐車場条例を廃止する等の条例

(東広島市駐車場条例の廃止)

第1条 東広島市駐車場条例(昭和63年東広島市条例第4号)は、廃止する。

(東広島市駅前広場交通施設管理条例の一部改正)

第2条 東広島市駅前広場交通施設管理条例(平成22年東広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、自家用車駐車場」を削る。

第3条第4号を削り、同条第5号中「普通自動車」の右に「(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に掲げる普通自動車をいう。)」を加え、同号を同条第4号とする。

第4条第1項中「(東広島駅前広場の交通施設に限る。次項において同じ。)」を削る。

第5条第1項中「第4号」を「第3号」に、「次項」を「以下この条」に改める。

別表東広島駅前広場の部自家用車駐車場の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月30日までの間において規則で定める日から施行する。

(東広島市駐車場条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前の東広島市駐車場条例（以下「旧駐車場条例」という。）の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。
- 3 旧駐車場条例第9条第2項の規定により発行された回数整理券は、この条例の施行の日に、その効力を失う。
- 4 この条例の施行前にした行為により生じた旧駐車場条例第4条第2項第2号に規定する施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償する義務については、なお従前の例による。

(東広島市駅前広場交通施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第2条の規定による改正前の東広島市駅前広場交通施設管理条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為により生じた東広島市駅前広場交通施設管理条例第4条第2項第3号に規定する施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償する義務については、なお従前の例による。

(提案理由)

路外駐車場及び東広島駅前広場自家用車駐車場を民間事業者に貸し付け、当該民間事業者に管理及び運営をさせることを目的として、これらの駐車場を廃止するとともに、指定管理者にその管理を行わせることができる駅前広場の交通施設の範囲の拡大その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

